

# 認可外保育所に通う家庭へ 「保育料軽減制度」スタート



認可保育所の保育料軽減制度がスタートします。入所要件を満たし、入所申し込みを行っても入所できず、月単位で認可外保育施設を利用されているご家庭の経

済的負担を軽減します。申請は、各区役所保健子ども課、市役所保育幼稚園課で受け付けています。



**助成対象者**：以下の条件をすべて満たす方が助成制度の対象となります。

- ① 認可保育所の入所要件を満たして申し込みを行い、通所可能な保育所に入所できず待機している方
- ② 補助金対象となる認可外保育施設を月単位で契約し利用している方
- ③ 保護者の就労・就業・疾病などにより家庭での保育ができない方
- ④ 認可保育所の保育料算定における所得税額が40000円未満の方
- ⑤ 認可保育所の保育料、市税の滞納がない方

## 助成内容

- 所得や子どもの年齢に応じて、月5000円～18000円を上限とした補助金が支給されます。
- 要件を満たしてから30日以内の申請であれば、要件を満たした月から。31日を超えた場合は、申請をした月からとなります。ただし、9月28日までに申請を行えば、今年4月までさかのぼって要件を満たした月の分が支給されます。



## 日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟 ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

NO. 807

2012年7月

電話 328-2656

FAX 359-5047

# 経済的負担軽減は子育て世代の一番の願い 認可外保育所へ通う家庭への更なる拡充を！

認可外の保育所には今年3月末の段階で2115名が在園しており、認可園に入りたくても入ることができない子どもたちへの保育を補完し、幼児期の成長を保障する場として重要な役割を果たしています。

しかし、市からの運営費がある認可園とは違い、利用者の保育料収入での運営となる認可外保育所では、高い保育料の設定を余儀なくされています。日本共産党は、認可外に通う家庭への保育料助成制度の実現を求めてきました。昨年の当初予算は、ゼロ査定で実現できませんでした。が、やっと、実現の一步を踏み出しました。しかし、対象者が100人程度と限られており、更なる助成制度の拡充が求められています。

## 6月市議会での主な議案や請願に対する賛否

熊本市市税条例については、新たな負担増を求める内容となっています。また、政治倫理条例については、調査請求を制限する内容となっており、共産党はいずれも反対しました。

○…賛成 ●…反対

6月議会の主な議案・請願	共産党	自民党	市民連合	くまもと未来	公明党	自由ク	日本教育
2012年度一般会計補正予算	●	○	○	○	○	○	○
熊本市市税条例の一部改正について	●	○	○	○	○	○	○
熊本市政治倫理条例の一部改正について	●	○	○	○	○	●	○
子どもの医療費無料化拡充を求める請願	○	●	●	●	●	●	●
消費税増税に反対する意見書を求める請願	○	●	●	●	●	●	●
後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める請願	○	●	●	●	●	●	●
龍田出張所の総合出張所への拡充を求める請願	○	●	●	●	●	●	●
議員派遣の件（ハイデルベルグ市等）	●	○	○	○	○	○	○

※市民連合：民主党・社民党・無所属の議員で構成する会派です。

# 地域経済・雇用を支える「中小企業振興基本条例」超党派で来春制定へ

熊本市議会では、熊本県中小企業家同友会の要請を受け、超党派で「中小企業振興基本条例」の来春制定に向け「政策条例検討会」を開催中です。

日本共産党からは益田牧子議員が参加しています。中小企業家同友会のみなさんとの学習会を開催し、6月25日～27日には、帯広市、札幌市の視察を行いました。中小企業が元気でなければ地域も元気になりません。地域ぐるみで中小企業を守り、育てるための拠り所が「中小企業振興基本条例」です。

北海道視察では、生きた条例にするための制定に向けた地域での行政・中小企業者・金融機関等との協働の必要性や域内循環経済の重要性を学びました。政策条例検討会では、条例案策定に向け、商工会議所など経済団体との懇談を進める予定です。



## （市長の責務）

\*地域の中小企業団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定める  
\*国、北海道その他の公共団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付  
その他中小企業者に対する支援等必要な施策を講じなければならない

## （中小企業者の役割と努力）

\*自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興に寄与するものとする  
\*それぞれの地域及び業種などを中心に組織化を図るとともに、中小企業者等による共同事業の実施、商店街組織への加入等相互に協力を努める  
（中小企業振興協議会の設置）～要綱で制定、無報酬・手弁当で活発に論議、現在は、帯広市産業振興会議を設置しています

## 帯広市中小企業振興基本条例の主な特徴（07年4月1日施行）

- \*帯広市、帯広商工会議所、中小企業家同友会帯広支部の連携で制定
- \*制定過程で、地域の役割、地域の魅力、特色は何かを徹底して討論
- \*全国の4分の1の生産を占める小麦の製粉場を誘致するなど成果が...

### （前文）

\*「中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手」「中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済振興を図る」

### （中小企業振興の基本的方向）

- (1)帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援
- (2)技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進
- (3)経営基盤の強化、(4)産業基盤の整備
- (5)中小企業者の組織化促進及び中小企業団体の育成～(右上に続く)

## 札幌市中小企業等振興条例の主な特徴（08年4月1日施行）

\*札幌市の責務や、中小企業・大企業の努力、市民の役割などを明文化

### （前文）

\*中小企業が振興することで、結果、市民生活も向上するという好循環が生まれ出される。中小企業の振興が札幌の発展に欠かせないということを、企業はもちろん、行政や市民も共有し、それぞれの役割を果たすことが重要

### （基本理念）

- (1)中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること
- (2)本市の産業構造の特性に配慮すること
- (3)経済活動における国際化の進展その他の経済的社会的環境の変化に的確に対応すること

札幌市の責務、中小企業の努力、市民の理解と協力の規定もあります

### （大企業の役割）

\*社会的責任を自覚し、中小企業との連携・協力を努める  
\*市の中小企業振興施策に協力する

（中小企業振興審議会の設置）～市長の付属機関として条例で規定